

令和4年度京都府立八幡支援学校マイクロバス運行業務委託仕様書

1 本業務の目的

児童生徒のスクールバスによる通学において、新型コロナウイルス感染防止対策として、スクールバスの過密化を防止するためにマイクロバスを増便し運行すること。

2 委託期間

令和4年8月1日～令和5年3月31日

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙①及び②のとおり

ア 使用車両マイクロバス4台（車種等については別途連絡）

イ 運行予定経路（別紙①）

ウ 運行予定時間（別紙②）

なお、運行経路及び時間については、児童生徒の状況等により途中で変更することがある。

(2) 運行予定日数（別紙③）

128日（8月～3月）

原則として土・日曜日、祝日及び学校の長期休業期間を除いた日とする。ただし、運行予定日数は変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

4 業務内容

(1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってマイクロバスを運行させること。

(2) 運行する車両ごとに児童生徒の介助を行うための職員（以下「介助職員」という）を1名配置すること。

(3) 介助職員は、児童生徒の介助及び保護者との連絡業務を行うこと。連絡業務に要する携帯電話は受託者が配置すること。

(4) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。

(5) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、マイクロバス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

(6) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録を備えること。

- (7) 運行中に発生した事故やトラブル等については、直ちに学校に連絡し、指示を受けるとともに、一切の処理を行うこと。また、すみやかに代替車両による運行を再開し、児童生徒の輸送業務を安全に継続すること。
- (8) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (9) 受託者は、運行前に運転手と介助職員の健康管理状況の確認及び感染症対策を実施すること。また、運転前後の運転手の酒気帯びの有無を確認し、1年間記録に残すこと。なお、10月からは学校が用意するアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認の補助を行うこと。

5 運行に従事する者について

- (1) 運転手は、中型限定解除以上の免許取得者とし、原則としてその委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。なお、受託者は運転手の名簿や運行時間外の緊急時の連絡先及び運転手の業務経歴や資格についての一覧表を委託者に提出すること。やむを得ない事情により変更が生じる場合には事前に文書により届け出ること。
- (2) 受託者は運転手の安全運転教育及び日々の健康管理に努めること。
- (3) 受託者は運転手が児童生徒の障害に対する理解を深めることができるよう責任を持って研修を実施すること。
- (4) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る）又は、特別支援学校のスクールバスの運転経験を有するものが望ましい。

6 介助に従事する者

- (1) 介助職員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。なお、受託者は介助職員の名簿や運行時間外の緊急時の連絡先及び介助職員の業務経歴や資格についての一覧表を委託者に提出すること。やむを得ない事情により変更が生じる場合には事前に文書により届け出ること。
- (2) 受託者は介助職員の日々の健康管理に努めること。
- (3) 受託者は介助職員の知的障害・肢体障害等に対する理解を深めることができるよう責任を持って研修を実施すること。

7 委託契約に含まれる費用等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費。
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品（感染防止対策に係るアルコール等を含む）
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する不調、故障等に要する経費。

エ 事故、故障等による代替車両に係る経費

(2) 事故に係る経費

ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

※なお、本契約に関わる運行委託期間において、本契約で運行するマイクロバスはレンタカー会社との契約により学校が借り受けるものであるため、事故等による損害賠償責任については事前に両者が協議したうえで保険の備えをしておくこと。

イ 走行中に生じた事故（自損事故を含む）に伴う車両の原状回復に要する経費

ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費

エ 事故防止対策に係る経費

8 臨時休校日等の経費

学校が前日の午後5時までに受託者に運行の取り止めを連絡した場合は、運行をしなかった該当バスの委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合、受託者は運行をしなかった該当バスの1日の委託料の半額を請求することができる。また、臨時休校ではないが特定のコースのみ運行を休止する等の場合や長期で休業となるような場合については、その都度、別途協議するものとする。

9 その他

(1) マイクロバスの保管場所は、学校とする。

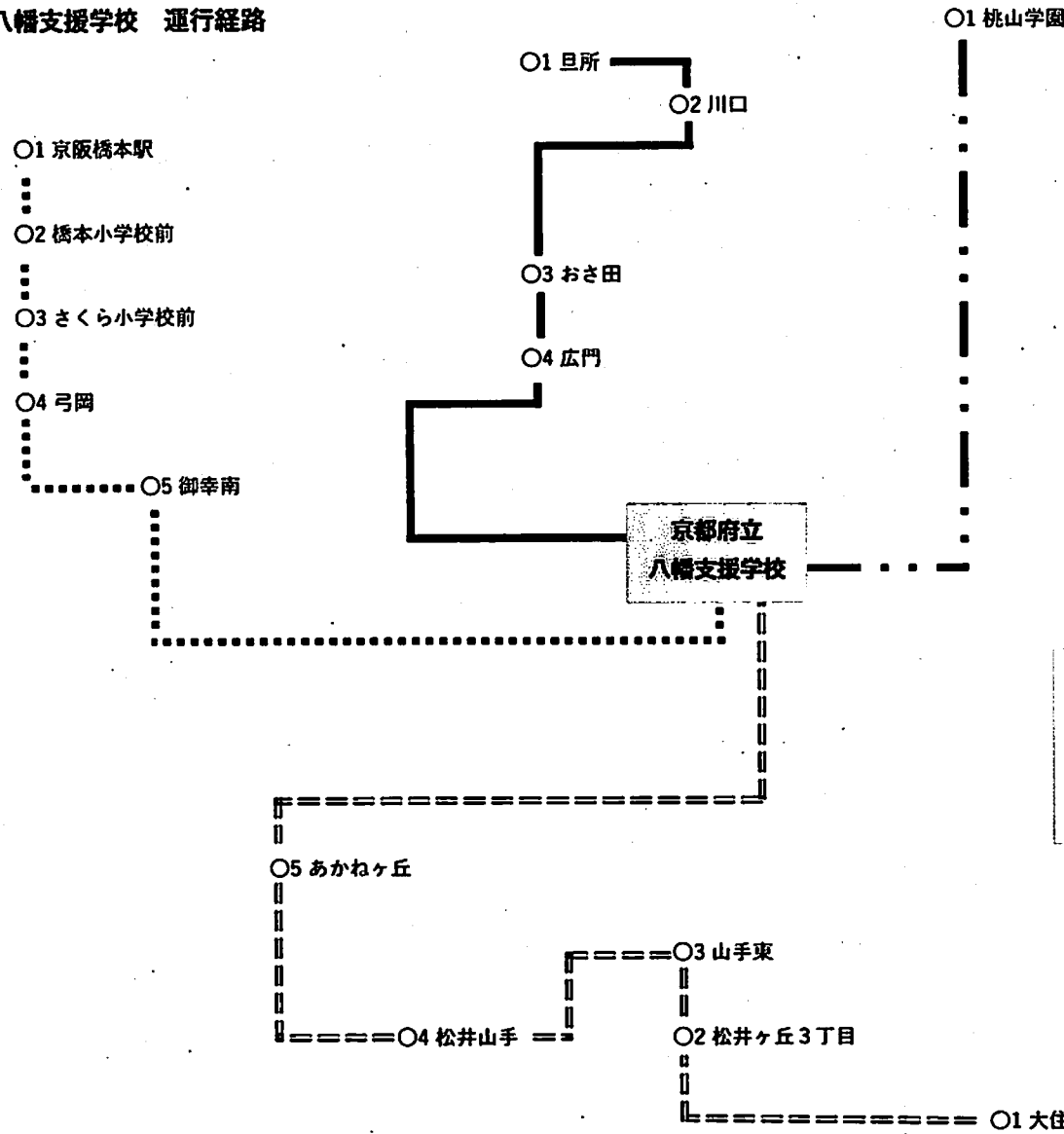
(2) マイクロバスの給油は、校内では行わないこと。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た児童生徒のプライバシーに関する情報及び委託者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 運行経路及び時間の変更に伴い当初契約書に記載されたコースの1日あたりの総走行距離の3分の1以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。

別紙①

京都府立八幡支援学校 運行経路



- 7号車・石清水コース : —————
- 8号車・橋本コース :
- 9号車・学園コース : - . - . - . - . - .
- 10号車・京田辺コース : =====

マイクロバス運行予定時間

■7号車・石清水コース

バス停	往路	乗車人数	備考
1 旦所	8:24	1	
2 川口	8:30	2	
3 おさ田	8:37	2	
4 広門	8:40	2	
学校	8:50	計 7	

■8号車・橋本コース

バス停	往路	乗車人数	備考
1 京阪橋本駅	8:16	1	
2 橋本小学校前	8:20	1	
3 さくら小学校前	8:25	2	
4 弓岡	8:30	2	
5 御幸南	8:40	1	
学校	8:50	計 7	

■9号車・学園コース

バス停	往路	乗車人数	備考
1 学園	8:05	8	
学校	8:50	計 8	

■10号車・京田辺コース

バス停	往路	乗車人数	備考
1 大住ヶ丘西	8:21	1	
2 松井ヶ丘3丁目	8:26	2	
3 山手東	8:29	1	
4 松井山手	8:35	1	
5 あかねヶ丘	8:40	1	
学校	8:50	計 6	

